

# 一般社団法人日本デフボウリング協会 財産管理規程

## 第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本ろう者ボウリング協会（以下「本協会」という。）の財産を管理するために必要な事項を定め、適切な財産管理体制の確保を図ることを目的とする。

## 第2条（適用範囲）

本規程は、本協会が保有する資産のうち固定資産（土地、建物、減価償却引当資産、特定目的のための積立金及び引当資産、流動資産に属さない定期預金、有価証券、借地権、電話加入権、差し入れ保証金等を指す。以下、総称して「固定資産」という。）及び動産（以下、固定資産と動産を併せて「財産」という。）について適用する。

## 第3条（善管注意義務）

理事及び職員は、本協会の財産の管理について善良なる管理者の注意義務を払うとともに、法令及び本規程に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

## 第4条（管理責任者）

財産の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、事務局長が指名する者とする。

## 第5条（財産の管理）

管理責任者は、固定資産については固定資産台帳を、動産については物品管理簿をそれぞれ設けて、その保全状況及び移動について記録するとともに、固定資産について移動・毀損・滅失があった場合は、会計処理規程に定める経理責任者に報告しなければならない。

## 第6条（理事会等への報告）

管理責任者は、財産の管理状況について、年1回以上、理事会に報告しなければならない。

## 第7条（財産の取得）

取得価額が100万円を超える固定資産及び取得価額が50万円を超える動産の取得に際しては、理事会の承認を経なければならない。なお、財産の取得価額は次によるものとする。

- (1) 購入したものは、購入価格に買入手数料・引取運賃・設置費等の付随費用を加算した額
- (2) 贈与によるものは、贈与時の適正な評価額

#### 第8条（財産の処分等）

取得価額が100万円を超える固定資産、取得価額が50万円を超える動産、又は現に本協会の活動に使用している財産を処分又は担保に供する場合には、理事会の承認を経なければならない。

#### 第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### （附則）

本規程は、令和7年11月28日から施行する。